



2021年2月24日

各位

会社名 株式会社物語コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 加藤 央之
 (コード: 3097 東証第一部)
 問合せ先 取締役 常務執行役員 財務・成長戦略担当 津寺 毅
 (電話番号 0532 - 63 - 8001)

**第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の
 払込完了に関するお知らせ**

2021年2月8日開催の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日払込が完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の詳細につきましては、2021年2月8日付で開示いたしました「第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2021年3月3日
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金103.6円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	470,400株
(5) 調達資金の額	6,119,955,548円(差引手取概算額: 6,109,955,548円)
(6) 行使価額又は転換価額	1株当たり12,500円 2021年9月3日(修正日)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但

	し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、11,250円をいう。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当先	AAGS S1, L.P.
(9) その他	<p>当社は、割当先との間で2021年2月8日付で締結した引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意している。なお、本新株予約権を割当先に割り当てる日は2021年2月24日（以下「本割当日」という。）である。</p> <p>(1) 割当先は、2021年3月4日から2024年3月3日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとする。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、①当社の2021年6月期以降の単体又は連結の通期又は四半期の損益計算書に記載される営業損益が2四半期連続で損失となった場合、②当社の2021年6月期以降の各事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結の通期又は四半期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日又は各四半期末日における単体又は連結の通期又は四半期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件がクロージング日において満たされていないことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。</p> <p>(3) 当社は、本割当日から2026年3月3日まで、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（当社役職員に対して発行しているストック・オプションの行使に基づき普通株式を発行する場合及び当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の役職員に対して普通株式を発行する場合を除く。）を行ってはならず、また、本割当日から2026年3月3日までの間、第三者に対して、株式等の発行等をしようとする場合（当社役職員に対して発行しているストック・オプションの行使に基づき普通株式を発行する場合及び当社が導入している譲渡制限付株</p>

	<p>式報酬制度に基づき当社の役職員に対して普通株式を発行する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該条件にて当該株式等の発行等を行う。</p> <p>(4) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。</p> <p>(5) 割当先が、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>
--	--

以 上